

その他の特例等について

徴収猶予 (法第 15 条)

次の場合には、徴収が猶予されることがあります。

1. 財産が震災、風水害、火災等の災害又は盗難にあったとき。
2. 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき。
3. 事業を休業・廃業したとき。
4. 事業上著しい損失を受けたとき。

猶予される期間は、1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。

申請による換価の猶予 (法第 15 条の 6)

県税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、県税の納付について誠実な意思があると認められる方が、その県税の納期限から 6 か月以内に、県税事務所に申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

猶予される期間は 1 年以内ですが、事情により 2 年まで延長することができます。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

期限の延長 (法第 20 条の 5 の 2、条例第 26 条)

災害等により、期限までに申告や納税などができない場合には、2 月以内で納期限が延長されます。

減 免

次に掲げる場合で、知事が必要と認めるときには、税が減免されます。

◇個人県民税 (法第 45 条)

個人の市民税・町民税が減免された場合

◇法人県民税 (法第 61 条、条例第 40 条)

1. 次に掲げるもののうち、収益事業を行わないもの
公共法人、公益社団法人、公益財団法人、管理組合法人・団地管理組合法人、認可地縁団体、特定非営利活動法人 (NPO 法人)
2. 収益事業を行っている特定非営利活動法人 (NPO 法人) の、法人設立 3 年以内に終了する事業年度が赤字の場合

◇個人事業税（法第 72 条の 62、条例第 44 条の 2）

1. 災害により甚大な被害を受けた場合
2. 生活困窮のため公私の扶助を受けている場合

◇不動産取得税（法第 73 条の 31、条例第 53 条）

1. 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
2. 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合
3. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、特定非営利活動に係る事業の用に専ら供する不動産を、法人設立後 1 年以内に無償で譲渡を受けた場合
4. 自治会集会場（公民館）の用に供する不動産を取得した場合
5. 土地区画整理事業の施行に伴い代替家屋を取得した場合 など

◇自動車税環境性能割（法第 167 条、条例第 86 条の 9）

1. 取得した自動車がその取得の日から一月以内に災害により滅失し、又は損壊した場合
2. 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を当該災害のやんだ日から 6 月以内に取得した場合
3. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転するため取得した場合
4. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢 18 歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
5. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が取得する場合（身体障害者で年齢 18 歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の取得でも可）
6. 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合
7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車のうち、営業用のものを取得した場合
8. 特定非営利活動法人（NPO 法人）が、法人設立後 1 年以内に無償で自動車の譲渡を受けた場合

◇自動車税種別割（法第 177 条の 17、条例第 91 条～91 条の 5）

1. 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
2. 身体障害者が歩行困難なため所有し、自ら運転する場合
3. 身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のために生計を一にする者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合（身体障害者で年齢 18 歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可）

4. 身体障害者等世帯の身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者のためにこれらの人を常時介護する者が運転する自動車を、当該身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者が所有する場合(身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者若しくは知的障害者の場合は、生計を一にする者の所有でも可)
5. 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であって、身体障害者等の利用に供されている自動車を所有する場合
6. 生活路線を運行する一般乗合用バスを所有する場合
7. 中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車を所有する場合

課税免除

公益上その他の事由により、知事が課税を不相当と認める場合には、税が免除されます。

◇自動車税種別割（法第6条、条例第11条ほか）

次に掲げる自動車は、申請により自動車税種別割の課税が免除されます。

※課税免除の種類によっては、申請者（施設）ごとに課税免除できる自動車の台数が制限される場合があります。詳細につきましては、県税事務所に御確認ください。

1. 公的団体が巡回検診のために使用するレントゲン車、ガン検診車等
2. 社会福祉施設等利用者の通所用自動車
3. 幼稚園又は幼保連携型認定こども園が園児の送迎に使用する自動車 など

徴収猶予・換価の猶予・減免などの手続

徴収猶予・申請による換価の猶予・減免・課税免除などを受けようとする方は、徴収猶予申請書や換価猶予申請書、減免申請書、課税免除申請書を県税事務所に提出してください。

なお、申請の際には、徴収猶予・減免などを受ける理由により所定の書類の添付が必要です。

また、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者の自動車税・軽自動車税環境性能割の減免の申請の際には、身体障害者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない場合は、戦傷病者手帳でも可）、又は精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証若しくは療育手帳と自動車検査証・運転免許証の提示も必要となります。

県税に対する不服の申立

県税の賦課、徴収の処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、滞納処分等に関しては、審査請求ができる期間等について制限がありますから御注意ください。

東日本大震災により被害を受けた場合の特例措置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けられた方については、滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合の不動産取得税や、滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税や自動車税について、軽減措置等を受けることができます。詳しくは、香川県県税事務所又は香川県税務課にお問い合わせください。

また、国税についても、所得税の軽減・免除や、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置

◇徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、担保の提供なしで、1年間県税の徴収の猶予を受けることができます。(延滞金なし・担保不要) 猶予を受けるには、申請書類の提出が必要です。詳しくは、香川県県税事務所にお問い合わせください。

また、国税についても、納税の猶予の特例制度があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

◇個人県民税及び個人事業税の申告期限の柔軟な取扱い

個人県民税及び個人事業税の申告期限につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに柔軟に申告書を受け付けることといたしました。

個人県民税については、申告書の作成又は来所することが可能になった時点で、お住まいの市町にお問い合わせください。

申告不要の方：

所得税の確定申告をした方、給与所得のみの方、公的年金等に係る所得のみの方

※個人県民税の申告は、個人市町民税とあわせて市町へ申告します。

個人事業税については、申告書の作成又は来所することが可能になった時点で、県税事務所へ申し出ただけであれば、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

申告不要の方：

所得税の確定申告をした方、住民税の申告書を市町に提出した方

◇法人県民税及び法人事業税の申告納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響※により申告書や決算書類などの必要書類の作成が遅れ、期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、本県の条例により、個別に申告・納付期限延長が認められますので、申告書を作成・提出することが可能になった時点で県税事務所にて申告を行ってください。

必要な手続きとしては、紙申告の場合は、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、電子申請の場合は、法人名称に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

延長される場合、申告・納付期限は申告書の提出日となります。

※法人の役員や従業員等が感染症に感染した場合

感染拡大防止のため通常の業務体制が維持できない、又は事業活動を縮小せざるを得ない場合

取引先や関係会社においても、感染症による影響が生じている場合

税務代理等を行う税理士が感染症に感染した場合 等

◇個人県民税における寄附金税額控除の特例制度

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受け中止等された文化芸術・スポーツイベント（以下、「イベント等」という。）のうち対象となるものについて、チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」とみなし、寄附金税額控除を受けられます。

その対象となるイベント等については、主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定し、その中から、本県の条例において指定することとなります。

詳しくは、香川県税務課にお問い合わせください。

また、国税・市町民税についても、同様の制度がありますので、最寄りの税務署・お住まいの市町にお問い合わせいただくか、国税庁やお住まいの市町のホームページをご覧ください。

◇不動産取得税における耐震改修した住宅に係る特例措置適用要件の弾力化

特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合、令和3年度末（令和4年3月31日）入居分までについて、次に掲げる要件をすべて満たすときは、当該特例措置を適用できることとします。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響によって、当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が、当該取得の日から6月を経過する日後となったこと。
2. 1の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行日（令和2年4月30日）から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。
3. 2の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。